

検討テーマ各項目

【ライフイノベーション】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 保険外併用療養（いわゆる「混合診療」）の原則解禁 |
| 規制の概要 | <p>保険診療と保険外診療の併用は原則として認められず(例外:先進医療等の評価療養費及び差額ベッド代等の選定療養費)、併用した場合、保険診療部分も含めて全額自己負担となる。</p> <p><根拠規程> 健康保険法第 86 条等の反対解釈（係争中）</p> <p>厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（告示）</p> |
| 賛成の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 最新医療や患者の個別性に基づいた患者の治療の選択肢が経済的に制限されている。 ● また、強制徴収される保険料の対価としての給付が受けられないことになり、財産権の侵害にあたるとの指摘もある。 ● よって、保険外併用療養（いわゆる「混合診療」）を原則として認め、患者が自らの希望で自由に治療を選択できるように制度を見直すべきである。 |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険外診療は、事前に有効性、安全性が認められていないために保険外となっているものであり、かえって、国民・患者の健康が阻害されるおそれがあるのではないか。 ● 新たな医療技術や画期的な新薬等を公的保険に組み入れようとするインセンティブが働きにくくなり、その結果、公的医療保険給付範囲が縮小する恐れがあるのではないか。 ● 国民が必要とする医療は全て保険収載すべきではないか。 ● 混合診療を認めることにより、以前の『付添婦』やいかがわしい民間療法、その他医療機関が収益のために不必要な費用の徴収をするなど、患者の費用負担が増大する懸念があるのではないか。 |

【ライフイノベーション】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和 |
| 規制の概要 | <p>平成 18 年 6 月薬事法改正に伴う厚生労働省令（平成 21 年 2 月交付、6 月施行）により、一般用医薬品は「対面販売」が原則とされ、インターネットを含む郵便販売はリスクが比較的低い「第 3 類医薬品」に限定された。</p> <p>< 根拠規程 > 薬事法施行規則第 15 条の 4, 第 159 条の 14 ~ 16 等</p> <p>【参考】一般用医薬品のリスク分類</p> <p>第 1 類医薬品：特にリスクの高いもの（H2 ブロッカー含有薬など）</p> <p>第 2 類医薬品：リスクが比較的高いもの（主なかぜ薬、漢方薬、解熱鎮痛薬など）</p> <p>第 3 類医薬品：リスクが比較的低いもの（ビタミン B・C 含有保健薬、主な整腸薬など）</p> |
| 賛成の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● これまで何ら問題となっていない販売形態が規制され、消費者の利便性の毀損、事業者間の公平性の障害（地方の中小薬局等のビジネスチャンスの制限）が発生している。 ● インターネット、電話等の販売について安全性の確保を前提とした IT 時代に相応しいルール作りは可能である。 ● よって、専門家により医薬品販売が適正に行われている薬局・薬店においては郵便等販売規制を撤廃すべきである。（「ハトミミ」に同趣要望が約 1,800 件寄せられている） |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 改正法の趣旨は、購入者に対し薬剤師又は登録販売者が対面で情報提供を行うことにより医薬品の安全・適切な選択使用を確保するというものであり、インターネット販売ではこれが確保できないのではないか。 ● 第 2 類医薬品については、薬局・薬店のない離島居住者及び継続使用者に対する経過措置を 2 年間設けており、その間に、薬局・薬店の開設、相互取り寄せ、配置薬等の代替手段の整備などを進めれば、対面販売での医薬品入手が可能になるのではないか。 |

【ライフイノベーション - a】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 医行為の範囲の明確化（各医療スタッフ等の役割の拡大） a．診療看護師資格の新設 |
| 規制の概要 | 医師法では、医師以外の医療行為を禁じている。また、保健師助産師看護師法では、看護師は医師に指示に基づく診療上の補助及び療養上の世話を業とすることと規定されている。したがって、医療行為は、医師か医師の指示を受けた看護師のみに認められているが、医療行為の範囲は明確に定められていない。 <根拠規程> 医師法第 17 条、保健師助産師看護師法第 5 条，第 31 条 |
| 賛成の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 医療現場においては、医師が、必ずしも医師が担う必要のない業務に追われている。 ● 海外にはナース・プラクティショナー、フィジシャン・アシスタントといった一部の医行為を行う職種が存在する。こうした事例を踏まえ、高資質の看護師を医療の担い手として活用する診療看護師（仮称）資格を新設すべきである。 |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 医師の医学的判断及び技術なしに医師の指示なく医療行為を行うことは患者の生命、安全上問題が大きいのではないか。 ● 医師のみでなく看護師も不足している状況であり、看護師不足に拍車がかかるのではないか。むしろ医師数を増やすことが優先されるべきではないか。 |

【ライフイノベーション - b】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | <p>医行為の範囲の明確化（各医療スタッフ等の役割の拡大） b. 介護職による痰の吸引、胃ろう処置の解禁</p> |
| 規制の概要 | <p>痰の吸引や胃ろう処置の医療処置は、医療行為は医師・看護師が行う必要があるという規制によって、介護職員等が行うことは認められていない。</p> <p>なお、在宅患者等に対する痰の吸引の処置は、一般在宅において家族が実施することが可能であり、かつ、医療関係の資格を有しない者が実施することを禁止されている医行為とした上で、一定の条件下では違法性が阻却されるものと整理され、やむを得ない措置として家族以外の者が実施することが容認されている。</p> <p><根拠規定> 医師法第 17 条・保健師助産師看護師法第 31 条</p> |
| 賛成の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特別養護老人ホームや有料老人ホーム等の施設において、看護師の配置がない夜間に医療処置を行うことができないため、医療処置を必要とする入居希望者の受入れを拒否したり、医療処置が必要となった入居者に退去依頼をせざるを得ない場面が増加している。 ● 法的な位置付けが不明確なまま介護職員等による痰の吸引等が行われている現状を解決し、基準人員内で夜間も含めてニーズに応じた対応を行うため、必要な知識・技術の研修受講等の一定の要件を満たす介護職員等による痰の吸引や胃ろう処置を安全な範囲で解禁するべきである。 |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 喀痰吸引等の行為は危険が常に伴う医行為であり、看護職員の体制整備等で対応すべきではないか。 ● 介護職員が実施することによって労働強化に繋がるのではないか。 ● 現在特別養護老人ホームのみを対象とした検討が行われているが、有料老人ホーム等の特定施設は平均要介護度が低く、医療ニーズが高まっていないのではないか。 |

【ライフイノベーション】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 再生医療の推進(適用法令、臨床研究の在り方、PMDA 審査体制) |
| 規制の概要 | <p>現行規制体系では、再生・細胞医療材料(細胞加工・調整品)は、薬事法上の「医薬品」又は「医療機器」に分類され、実用化に際しての審査においてその適用を受ける。</p> <p><根拠規程>薬事法</p> |
| 賛成の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 細胞治療・再生医療の分野は、我が国の技術・知識が世界をリード出来得る分野であるが、薬事法等の規制が再生医療を想定したものとなっていない。 ● 臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする最適な制度的枠組みについて、引き続き細胞治療・再生医療の法制度・法整備のあり方を検討すべきである。 ● 臨床研究のあり方において、対象疾患の重篤度を勘案し、安全性を前提に、有効性の画一的評価を避けて一定の効果が認められることを要件とすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 医工連携を進めるに当たり、特に「自家細胞」については、承認申請の迅速性、治験データ収集の困難性、効果の均質性等の点で現行法制になじまない。我が国の国際競争力確保の観点からも自家細胞に関する別の法制度・法整備のあり方を検討すべきである。 ● (独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)の再生医療分野の知識強化及び人員の更なる確保を含めた審査体制の質量両面で強化するとともに、細胞治療・再生医療製品についての承認システムを見直すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 例えば欧米で認められているコンパッショネートコース(人道的使用:代替療法がない等の限定的状況において未承認薬の使用を認める制度)等の導入を検討すべきである。 |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● およそ傷病の治療に用いる機材は、医薬品又は医療機器のいずれかに薬事法で分類している。既に認可されている自家細胞の培養表皮も医療機器に分類されており、自家細胞も例外ではないのではないかと。 ● コンパッショネートコースについては、安易な導入によってかえって薬害を引き起こすことにならないよう、慎重な制度設計と検討が必要ではないかと。 |

【ライフイノベーション】

| | |
|---------------|--|
| <p>規制改革事項</p> | <p>レセプト等医療データの利活用促進（傷病名統一、診療年月日記載など様式改善等）</p> |
| <p>規制の概要</p> | <p>現在の健康保険の診療報酬の算定におけるレセプトの様式では、傷病名コードが統一されておらず、診療行為の実施日も明記されない。 < 根拠規定 > 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令</p> |
| <p>賛成の意見</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● レセプト・カルテ等の電子化が遅れ、医療情報の集積・共有化及びその利活用が進んでいない。 ● 電算機による請求・支払が主流になっているにもかかわらず、レセプトの様式は以前からの紙に手書き方式による体系のままであり、保険者、加入者の健康状態の把握・指導等に活用しにくく、効果的なデータ分析を想定した様式になっていない。 ● よって、レセプトの様式等を以下の視点で改善すべきである。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 記載される病名は、コード化された病名のみ使用できるようにする 2. 摘要欄の診療行為等は、実施日別に記入するようにする 3. DPCレセプトの様式を改善する 4. 診療報酬点数表の点数体型を電算機時代に見合った体系に変更する |
| <p>慎重な意見</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● レセプトはあくまでも保険ルールに従った診療報酬の請求データに過ぎず、レセプトから医学的分析に資する有用なアウトプットが得られるかは疑問ではないか。 ● レセプトデータは機微情報であり、個人情報保護上の懸念がある。データ漏洩リスクの検証やデータ活用のルール整備が先決ではないか。 ● 医療機関の負担増（電子カルテシステムの改訂等）を引き起こし、ますます医療崩壊を加速させるのではないか。 |

【ライフイノベーション】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | ICTの活用促進（遠隔医療、特定健診保健指導） |
| 規制の概要 | <p>[遠隔医療]</p> <p>医師法の対面原則により、離島・僻地等を除き医師と患者間の遠隔医療が認められていない。また、医師と医師の場合でも、診療報酬上の明確な位置づけがなされていない。</p> <p><根拠法令> 医師法第20条、歯科医師法第20条</p> <p>情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（平成9年12月24日付 健政発第1075号）</p> <p>[遠隔保健指導]</p> <p>特定健診（いわゆるメタボ健診）における保健指導において、初回面談ではICT活用を活用した遠隔面談を受けることは想定されていない。また、初回面談以降に予定されている「6ヶ月後の評価」や「3ヶ月以上の継続的な支援」においても、遠隔面談は電話支援とみなされ、健保組合の実施率を算出するためのポイント数が低く設定されている。</p> <p><根拠法令> 特定健康診査及び特定保険指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条及び第8条</p> |
| 賛成の意見 | <p>[遠隔医療]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対面診療の原則は限定された疾病のみ遠隔医療が認められているが、実証を急ぎ、範囲を拡大すべきである。診療報酬に関しては、IT機器の利用や遠隔支援側にも配慮した制度とすべきである。 <p>[遠隔保健指導]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定保健指導の実施結果を早期に評価するとともに、ICTを活用した遠隔面談の有効性検証を国として実施し、その状況を広く公開することで特定健診制度の改善を検討すべき。その結果を踏まえ、初回面談における遠隔面談の実施、初回面談以降の継続支援において遠隔面談と直接面談を同等のポイントとすることで、ICTを活用した遠隔面談を直接面談と同等の措置として認めるべきである。 |
| 慎重な意見 | <p>[遠隔医療]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 患者の顔色、元気さ、立ち居振る舞いの機敏さ、臭い、声のトーン、皮膚の色・つや・張りなど、医師が判断するのに五感による包括的な情報収集が重要である場面も多い。患者対医師の遠隔医療はあくまでも医療過疎地域など対面診断が困難な場合の補完的手段にとどめるべきではないか。 ● リスクと責任の所在、プライバシー保護、費用対効果、医 |

| | |
|--|---|
| | <p>療の質・安全の担保など検討すべき課題が多数あるのではないか。</p> <p>[遠隔保健指導]</p> <ul style="list-style-type: none">● テレビ画面を介した面談では直接面談と比べて得られる情報も少なく、同等のものとして評価できないのではないか。 |
|--|---|

【ライフイノベーション】

| | |
|---------------|---|
| <p>規制改革事項</p> | <p>医療ツーリズムに係る査証発給要件等の緩和（医療ビザ、外国人医師の国内診療）</p> |
| <p>規制の概要</p> | <p>[医療ビザ] 医療ツーリズムで外国人が来日し、健診・診療を受ける場合、その内容によっては短期滞在ビザの期間内（最大 90 日）で対応できない可能性がある。 <根拠規定> 出入国管理及び難民認定法第 2 条の 2、同法別表第 1</p> <p>[外国人医師の国内診療] 日本の医師免許を持たない外国人医師は日本国内で診療を行うことができない。臨床修練制度は、医療に関する知識及び技能の習得を目的として日本に入国した外国人医師についての医師法 17 条等の特例を定めているが、許可に時間を要する。 <根拠規定> 医師法第 17 条 外国人医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律第 3 条</p> |
| <p>賛成の意見</p> | <p>[医療ビザ] ● 治療目的で来日する外国人患者は、「商用目的」の短期滞在ビザにて来日していることが多いと言われており、来日を希望する者にとって、そもそも申請できるか否かもわかりづらいことから、「医療滞在ビザ（仮称）」を新規に創設すべきである。なお、患者に随行する者へのビザ発給については、「医療スタッフに限らず、治療目的で来日した者の同伴者に対しても、柔軟に発行すべきである。</p> <p>[外国人医師の国内診療] ● 医療ツーリズムの定着には、日本の医師免許を持たない外国人医師でも、一定の技術レベルが認められれば日本国内で診療が行えるよう制度改正すべである。</p> |
| <p>慎重な意見</p> | <p>[医療ビザ] ● 医療ビザを悪用した不法入国が発生する懸念などを慎重に検討する必要があるのではないか。</p> <p>[外国人医師の国内診療] ● 当該医師が我が国で求められる最低限の知識、技術を有しているという事実の確認が必要ではないか。</p> |

【ライフイノベーション】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 特別養護老人ホームへの民間参入拡大(運営主体規制の見直し) |
| 規制の概要 | 特別養護老人ホームの運営主体は、原則社会福祉法人とされており、営利法人やNPO等による設置は認められていない。 <根拠規定>老人福祉法第15条 |
| 賛成の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 運営主体が限定されていることにより、公正・公平な事業者間の競争が行われず、サービスの質の向上が阻害され、さらにはサービス量の供給不足が42万人もの特別養護老人ホームへの待機者を生じさせる要因ともなっている。 ● 株式会社等の民間参入を促進し、同等の条件下でのイコール・フットィングの実現を図るべきである。 |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 運営主体が社会福祉法人であるのは、重度の入所者が多く、継続的なケアを行う必要性が高い、措置入所の受け皿となることが求められる点において、事業の安定性・継続性に対する強い要請が存するためである。株式会社等の民間では、安定性・継続性が担保されない懸念があるのではないか。 |

【ライフイノベーション】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃 |
| 規制の概要 | <p>平成 26 年度の市町村における介護施設等の利用者を、要介護 2 以上の認定者の 37%以下とすることを目標とする、という参酌標準が指針として示されている。</p> <p>いわゆる総量規制とは、施設等の定員数が、都道府県の介護保険事業支援計画において定める必要利用定員総数を上回る場合に、新規の指定を拒否することを指す。</p> <p>< 根拠規定 > 「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」厚生労働省告示第 314 号</p> |
| 賛成の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料高騰や財政圧迫を懸念するあまり、介護保険事業(支援)計画において、国の参酌標準の遵守を理由に十分な量を見込まず、さらには参酌標準対象外の混合型有料老人ホームにまでも厳しい制限を課す場合もあり、いわゆる総量規制がサービス量の供給不足を招いている。 ● 介護保険制度は「利用者の選択」を 1 つの柱としており、サービス量の需要と供給のバランスは、本来市場機能に委ねるべきであることから、参酌標準を撤廃し、地方自治体の介護保険事業(支援)計画において適切なサービス量が見込まれるよう、総量規制の緩和を行うべきである。 |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 参酌標準はあくまで目安であり、地域の実情に応じて定めることとしている。したがって、参酌標準が必ずしも施設整備の障害となっているとはいえないのではないか。 |

【ライフイノベーション】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 訪問看護ステーションの開業要件の緩和（一人開業の解禁） |
| 規制の概要 | <p>訪問看護ステーションの開設には、常勤換算で 2.5 人の看護職員が必要である。</p> <p>本体の事業所との一体的運営のもとに設置が認められているサテライト事業所においては、本体の事業所とサテライトを含めて常勤換算で 2.5 人以上の員数を確保すればよい。</p> <p><根拠規定>「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」厚生労働省令第 37 号</p> |
| 賛成の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 在宅療養のニーズ・必要性が高まる中、療養上の世話と医療処置を組み合わせた生活支援を行う訪問看護サービスの役割が増大しているが、開設および経営のハードルが高く、熱意ある看護師の開業が妨げられたり、急な離職によって人員確保が困難な場合に廃業を余儀なくされる状況が生じている。 ● 開設基準を緩和し、看護師による一人開業を認めることによって、サービス量の拡大及び、55 万人にも達する、看護職に就いていない潜在看護師の雇用創出に繋げるべきである。 |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 訪問看護は、反復継続的なサービスであり、一人事業所の場合、当該看護師が勤務できなくなった場合、或いは看護師一人では対応困難な状況が発生した場合にサービスに支障が出るのではないか。 |

【ライフイノベーション】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 各種介護サービス類型における人員・設備に関する基準の緩和（サービス提供責任者の配置基準、ユニット型施設の入所定員比率目標等） |
| 規制の概要 | <p>個々のサービス毎に厳格な人員・設備基準が定められている。</p> <p>[サービス提供責任者の配置基準] 月間延べサービス提供時間が 450 時間、又は訪問介護員等の数が 10 名増す毎に 1 名ずつ配置が必要。 <根拠規定>「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」厚生労働省令第 37 号</p> <p>[ユニット型施設の入所定員比率] 平成 26 年度の介護保険施設の入所定員の 50% 以上をユニット型施設とするという目標が定められている。 <根拠規定>「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」厚生労働省告示第 314 号</p> |
| 賛成の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● サービス提供責任者は、IT などの活用により業務管理が徹底している場合にはヘルパー 20 名程度を管理することが可能であるにも関わらず、厳しい基準によって経営の合理化・効率化が妨げられており、規制を緩和すべきである。 ● 新規施設の設置にあたっては、「ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえる」とされているものの、実際にはユニット型施設以外は認められておらず、建設コスト及び利用料の増加に繋がっている。施設建設そのものを躊躇する状況も生じてきており、利用者ニーズに応じて柔軟な施設整備を進められるよう、目標値を撤廃すべきである。 |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成や利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握など、サービスの質の確保の要としての業務を行うこととされており、現行のサービス提供責任者の配置基準が適当ではないか。 ● 入所者の尊厳ある生活を保障するという観点から、個室ユニット型が優先されるべきではないか。 |

【ライフイノベーション】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 高齢者用パーソナルモビリティの公道での使用 |
| 規制の概要 | <p>高齢者用パーソナルモビリティは、道路交通法上及び道路運送車両法上の位置付けが不明確である。</p> <p>(自動車等であれば運転免許が必要。他方、障害者用の電動車いすやシニアカーと位置付ければ歩行者扱いとなる。)</p> |
| 賛成の意見 | <p>高齢者用パーソナルモビリティは、現在官民において研究開発が進められ、基盤技術の完成度が高まっているが、法的な整理がなされていないため、公道での使用が違法とされるおそれがある。実用化・普及を促進し、高齢者の安全かつ便利な移動手段を確保するために、公道での使用を可能とするよう整理を行うとともに、道路交通法上の基準(大きさ、構造、出力、速度等)及び道路運送車両法上の保安基準の緩和又は新規策定を行うべきである。</p> |
| 慎重な意見 | |

【ライフイノベーション】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | E P Aに基づく看護師、介護士候補者への配慮（受験回数、試験問題の英語表記 or 漢字へのルビ等） |
| 規制の概要 | <p>E P A（経済連携協定）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者は、在留期間中に、年1回・日本語による国家試験に合格しない場合、帰国が義務付けられている。</p> <p>【参考】在留期間 看護師候補者：最大3年 介護福祉士候補者：最大4年</p> |
| 賛成の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日本語による受験が必要であり、難解な漢字表記の専門用語（例えば「褥瘡（じょくそう）」）が合格への大きな障害となっている。したがって、来日時や受入施設での研修を通じて、業務を行うにあたって日本語でのコミュニケーションに支障がないようにすることを前提に、英語表記または漢字へのルビ記載などの配慮を行うべきである。 ● また、介護福祉士の受験資格は実務経験が3年以上必要であることから、結果的に受験機会が1回となっており、受験回数の拡大も必要である。 |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国家試験の難易度を下げるとは、看護・介護の質の低下、労働現場に入ってからとの差別などの懸念があるのではないか。 ● 候補者は日本語能力が不足しており、母国語に対訳されたテキストもないため、本国での十分な日本語教育後の来日や、在留期間延長による受験機会の拡大を行うことが現実的ではないか。 ● 難解な日本語の言い換えが可能か、言い換えた場合に本来の意味を損なわずに注釈を付けることは可能か、などについて試験委員会で検討し、解決すべきではないか。 |

【農業】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和 |
| 規制の概要 | <p>農業生産法人（農地の権利を取得できる法人）の設立には、出資者、実施事業、業務執行役員の業務についての要件等を満たすことが必要。（農地法第2条第3項第1～3号）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/4以下。ただし、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携者等）が構成員の場合は、関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/2未満。</p> <p>主たる事業（売上の50%以上）を農業と関連事業に限定。</p> <p>農業又は関連事業に常時従事（150日以上/年）役員が過半数、かつ更にその過半数は60日以上/年の農作業従事が必要。</p> </div> |
| 賛成の意見 | <p>現行法下では、農業者以外の出資上限を最大2分の1未満に限定するなどの入口規制により、意欲のある者・企業（ベンチャー含む）の農業参入が阻害されている。担い手不足が深刻化する中、新たな担い手となり得る新規参入者に対する参入障壁を低めるため、適切に農業を行なうことを前提に、農業生産法人の要件（資本、事業、役員）を緩和すべきである。</p> |
| 慎重な意見 | <p>利潤を追求する株式会社の参入により農地の転用が進むのではないか。</p> |

【農業】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上） |
| 規制の概要 | <p>農業委員会は原則として市町村に必置とされており（農業委員会等に関する法律第3条第1項）、選挙による委員及び選任による委員で構成される。</p> <p>選挙委員：40人を超えない範囲で条例で定める（同法第7条）。ただし、選任委員より多い人数が必要（同法施行令第2条の2）。</p> <p>選任委員：農協、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1人（同法第12条1号）。</p> <p>・市町村議会が推薦した学識経験者4人以内（4人以下の定数とするには条例制定が必要）（同法第12条2号）。</p> |
| 賛成の意見 | <p>現行法の委員構成では、地元農業者及び農業関係者（農協、土地改良区代表等）が委員の大多数を占めることとなり、転用利益確保のための農地転用の許可や農地利用関係の調整において恣意的な運用が散見されるとの指摘がある。農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行なう組織となるよう、農業委員会の委員構成を見直すべきである。</p> |
| 慎重な意見 | |

【農業】

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|----------------------|--------|----------------------|--------|----|------|--------------|-----|----|----------------------|----------------------|-------|
| 規制改革事項 | 農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施 | | | | | | | | | | | | |
| 規制の概要 | <p>農協は販売、共済事業に加え、信用事業（貯金、貸付、証券業の取扱い）の実施が認められている。農協は今や多くの都道府県で地方銀行・信用金庫に次ぐ貯金シェアを確保する巨大金融機関となっている。</p> <p>しかし、農協法に基づき、全国農業協同組合中央会（全中）下の資格である農協監査士が指導と監査を一体的に行っているなど、他の銀行・信用金庫・信用組合のような検査・監査は実施されていない。</p> <table border="1" data-bbox="443 660 1393 831"> <tr> <td></td> <td>単位農協</td> <td>信用農業協同組合 連合会(県信連)</td> <td>農林中央金庫</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>都道府県</td> <td>都道府県 財務支局</td> <td>金融庁</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td>農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td>公認会計士</td> </tr> </table> <p>：他金融機関と大きく異なるもの</p> <p>信用組合の検査・監督権限は、H12.4.1より都道府県から金融庁に移管</p> | | 単位農協 | 信用農業協同組合 連合会(県信連) | 農林中央金庫 | 検査 | 都道府県 | 都道府県 財務支局 | 金融庁 | 監査 | 農協監査士 (全中による資格試験) | 農協監査士 (全中による資格試験) | 公認会計士 |
| | 単位農協 | 信用農業協同組合 連合会(県信連) | 農林中央金庫 | | | | | | | | | | |
| 検査 | 都道府県 | 都道府県 財務支局 | 金融庁 | | | | | | | | | | |
| 監査 | 農協監査士 (全中による資格試験) | 農協監査士 (全中による資格試験) | 公認会計士 | | | | | | | | | | |
| 賛成の意見 | <p>現在の農協だけに認められた内部監査システムでは、不祥事が相次いで起こるなど、信用事業の適正な実施が確保されていない。他金融機関とのイコールフットイングを図る観点からも、農協経営と利害関係のない金融庁及び公認会計士による、他金融機関同様の検査・監査を実施すべきである。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 慎重な意見 | <p>農協監査士による指導と監査が一体となっているからこそ、必要な改善が確実に行われるのではないか。</p> | | | | | | | | | | | | |

【農業】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立に係る「農協中央会協議」条項） |
| 規制の概要 | 既存の農協と地域を重複する別の農協（既存農協が他農協と地域を重複して拡大する場合を含む）を設立する際には、地区重複により既存農協の振興に支障がないことが要件とされているところ、農協の認可を行う行政庁は、関係市町村及び関係農業協同組合中央会に協議せねばならない（農協法第60条第1項第3号・第4号、第2項）。 |
| 賛成の意見 | 上述の規定により、現在は事実上新規農協の設立は困難である。農協間競争が促進され、各農協の経営努力の促進及び農業者の選択肢の増加が図られるよう、農協中央会との協議を義務付ける条項を削除し、容易に新規設立が可能となるようにすべきである。 |
| 慎重な意見 | |

【農業】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 農業共済の見直し（農作物共済（米・麦）に係る強制加入制の見直し） |
| 規制の概要 | 米（水稲・陸稲）及び麦は、農業災害補償法に規定される農作物共済によって、知事の定める基準面積以上（例えば水稲の場合、都府県で 20～40a、北海道で 30a～1ha）の生産者は、当然加入（すべての耕作地について強制加入）とされている。国庫は共済掛金の約 2 分の 1 を負担している。 |
| 賛成の意見 | 他の農産物と同様、米・麦に係る保険も経営者の判断による任意加入制にすべきである。これにより、リスクへの対処を含めた個々の経営者の判断が尊重され、より効率的な農業経営に資する。また、共済組合員獲得のため、組合運営におけるコスト削減等の経営努力が促進される。 |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害がおきた際に農業経営・地域社会の安定が図られないのではないか。 ● 安定的な保険母集団が確保できず、共済の運営が不安定になるのではないか。 |

【農業】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導入等) |
| 規制の概要 | 食用油の品質表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき定められた加工食品品質表示基準・食用植物油品質表示基準等により規制されているところ、原料原産地の表示義務はない。 |
| 賛成の意見 | 食用油の原料のほとんどが外国産である(油脂類の自給率は13%)にも関わらず、原産地の情報が消費者に伝わらない。消費者が国産原料の食用油を選択することができ、国産原料の生産の振興にもつながるよう、食用油について、原料原産地の表示を義務付けるべきである。 |
| 慎重な意見 | |

【農業】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し |
| 規制の概要 | <p>独占禁止法では、共同経済行為等（共同生産・共同販売等）は原則として禁止されている。しかし、小規模事業者等が協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することを期待して、一定の要件を満たした組合（農業協同組合も該当しうる）は同法の適用除外となっている。＜独占禁止法第22条＞</p> <p>なお、これらの組合であっても、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引上げることとなる場合」は独占禁止法が適用される。公正取引委員会は、農業協同組合について、組合員に対して農業協同組合の事業の利用（いわゆる系統利用）を強制するといった問題行為がみられたことを踏まえ、農業協同組合における独占禁止法の理解の浸透と法令順守体制の強化に資するべく、平成19年に「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定・公表している。</p> |
| 賛成の意見 | <p>農業協同組合は経済事業・信用事業等多岐にわたる事業を地域独占的に行っているため、公正な競争が阻害され、産業の健全な発展が阻害されているおそれがある。農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外により、産業の健全な発展が阻害されるおそれがないか検証し、必要な見直しを行うべきである。</p> |
| 慎重な意見 | |

【グリーンイノベーション -a】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し - 小水力発電の導入円滑化（河川水の取水許可の柔軟化等） |
| 規制の概要 | <p>発電目的での水利利用の場合、発電出力や取水量を問わず全てが「特定水利利用」に該当する（河川法施行令第2条）ことにより、許可権者が上位者になる。</p> <p>また、旧河川法が施行された時点において既に河川から取水を行っており、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく許可を受けたものとみなされている、いわゆる慣行水利権を有していても、当該取水範囲内に従属する発電計画を行うにあたっては許可水利権に切り替えるよう指導がなされている。</p> |
| 賛成の意見 | <p>小水力発電の設置運営にあたって、河川法に基づく水利権に係る許認可・更新手続きは審査フローが複雑、かつ提出書類も膨大であるため、事業者にとって多大な労力が必要となっており、小水力発電設備の円滑な導入が妨げられている。</p> <p>貴重な水資源を有効活用し、小水力発電の円滑な普及促進に資するためにも、以下の改革を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模以下の小水力発電目的での水利利用については、特定水利利用の対象外とする。現在は、例えば、一級河川の指定区間から取水する農業用水の処分権者が都道府県知事であった場合においても、これに従属した発電目的の水利利用の処分権者は国土交通大臣となってしまうため、それぞれから許認可を得る必要が生じてしまう。 ・ 既に農業用水や上水などの水利利用が許可されている場合、当該取水範囲内での従属利用による発電計画は届出で足るものとする。 ・ 同様に、慣行水利権から許可水利権に切り替えることなく発電の水利利用を可能とする。 |
| 慎重な意見 | 平成 21 年 6 月の規制改革要望により、国土交通省で水利使用許可申請のガイドブックを平成 2 1 年度末目途に作成・公表し、審査の迅速化に努めるとしている。 |

【グリーンイノベーション - b】

| | |
|---------------|--|
| <p>規制改革事項</p> | <p>再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し - 風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し</p> |
| <p>規制の概要</p> | <p>高さ 60m 以上の風車(約 300kw 以上が該当、2,000kw 風車の頂部は約 120m)は、建築基準法第 20 条において超高層建築物の基準により、厳密な構造計算により大臣認定を受ける必要がある材料についても、JIS 材料であること又は材料認定を取得する必要がある(第 37 条)。(「煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件」平成 19 年国土交通省告示第 620 号)。 但し、電気事業者が設置する架空送電線については、建築基準法の適用除外とされている(建築基準法施行令第 138 条第 1 項第 2 号)。</p> |
| <p>賛成の意見</p> | <p>超高層ビルと同等の厳しい規制により、評定や大臣認定に膨大な時間を要しており、建設コストの増大を招いている。国際規格に適合した製品であっても、日本独自の国内規格への適合のための再評価が求められる。 風力発電の導入を促進するためにも、送電線鉄塔同様、風車についても国際標準化機関(IEC)の規格に基づく設計及び、国内に第三者認証機関を整備し、審査体制を確立することを前提に、電気事業法に係る審査との一元化を図るべきである。</p> |
| <p>慎重な意見</p> | <p>風車は倒壊の危険があるため、耐震規制等を厳しく設定しておく必要があるのではないかと。</p> |

【グリーンイノベーション - c】

| | |
|---------------|--|
| <p>規制改革事項</p> | <p>再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し - 大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化</p> |
| <p>規制の概要</p> | <p>建築物を建築する際には、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない（建築基準法第6条）。</p> |
| <p>賛成の意見</p> | <p>大規模な太陽光発電設備を地上に設置する際、一般的に太陽電池アレイを柱のみで支える構造となり、建築確認申請が不要となる事例がある一方、太陽電池アレイの水平投影面積部分が屋内的用途と解釈されて建築物とみなされ、確認申請が必要となる事例もある。各地の建築主事の判断が統一されていないため、大規模太陽光発電設備の設置の大きな阻害要因となっている。建築確認申請を不要とし、その旨を建築主事及び指定確認検査機関に周知徹底すべきである。</p> |
| <p>慎重な意見</p> | |

【グリーンイノベーション -d】

| | |
|---------------|---|
| <p>規制改革事項</p> | <p>再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し - 自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の 早期化・柔軟化等</p> |
| <p>規制の概要</p> | <p>地熱開発に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない（温泉法第3条）。当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき、等以外は許可しなければならない（第4条）。 ・ 「公園内における地熱発電の開発は当面6地点とし、当分の間、新規の調査工事及び開発を推進しないものとする」（昭和47年環自企第232号・47公局第240号 環境庁自然保護・通商産業省公益事業局長通知） ・ 「公園内での工業技術院が行う全国地熱基礎調査等については地表調査に限定して認める」（昭和49年自然保護局企画調整課長通知） ・ 「大霧発電所の電調審付議に当って普通地域内の地熱発電については個別に検討し、事業者と調整すべし」（平成6年環自計第24号・環自国第81号 環境庁自然保護局計画・国立公園課長通知） <p>風力発電設置に関する規制として、以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法施行規則第11条、及び「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（平成16年2月環境省自然環境局）において、展望や眺望に関する審査基準が示されている。 ・ 森林の開発許可が不要の「公益性の高い事業」として、一般電気事業者が対象となっており、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際に許可は不要であるにも関わらず、風力発電事業者による設置には許可が必要である（森林法施行規則第2条第3項）。 |
| <p>賛成の意見</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 地熱発電の有望地の大半は自然公園内に存在するが、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を判断するとされている普通地域内の地熱発電や地表部に影響を及ぼさないで地熱資源を利用する発電について、具体的な許可基準が定められていないために、開発を行うことができない。自然公園外から斜めに掘削するコントロール掘削を認め、自然公園の地下の開発を柔軟に認めるとともに、特別地域や普通地域において一定の自然環境への配慮を行うことで開発を許可すべき。 |

| | |
|-------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 温泉地域における地熱発電の開発のための掘削において都道府県知事の許可を受ける際に、温泉事業者からの同意書を得るよう指導している都道府県があり、また、許可しない要件である「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」の判断基準がないために、科学的根拠に基づく許可がなされていない。温泉事業者との同意書を許可条件とせず、温泉源と地熱発電の熱源が地層的に分離されているという説明を以て、温泉法に基づく許可を与えるべき。 ● 自然公園における風力発電の設置にあたっては、風景や景観の判断基準が不明確・不統一であり、許可権者の個々の判断となるために、協議に長時間を要し、結果的に立地が制限されている。景観に関する評価基準を明確化し、全国統一基準とすべき。 ● 森林における風力発電の設置にあたっては、一般電気事業者が風力発電施設を設置する際と同様に、風力発電事業者による設置の場合にも、許可を不要とすべきである。 |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地熱開発は自然公園の環境保全や温泉源に影響を及ぼすのではないか。 ● 風車は、自然公園の景観に影響を及ぼすとともに、騒音などの問題が生じるのではないか。 |

【グリーンイノベーション -e】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し - 小規模分散型発電設備に係る規制（保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等）の緩和 |
| 規制の概要 | 電気事業法においては、一定規模以上の電気工作物に保安規程の作成、電気主任技術者の設置等を義務化している。 |
| 賛成の意見 | <p>CO₂排出量 25%削減の目標達成には、再生可能エネルギーの拡大に向け、小規模分散型発電設備の設置促進が不可欠となることから、電気主任技術者の設置等の負担を軽減するよう、技術の進展等も踏まえ、基準を緩和する。</p> <p>特に、太陽光発電については、昨年 11 月より買取制度がスタートしており、今後、学校・工場・商業施設等からの買取を拡大させる観点から、電気主任技術者の設置等が義務化されている事業用電気工作物の対象基準(現行:20kW 以上)を引き上げる。</p> |
| 慎重な意見 | 発電設備別に十分な安全性の検証が必要ではないか。 |

【グリーンイノベーション】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制緩和 |
| 規制の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水素ステーションの設置にあたっては、水素充填機から公道まで6 m以上の保安距離を有する必要がある（一般高圧ガス保安規則第7条の3）。 ・ ガソリン給油機のホース機器周辺に10×6 m以上の給油空地を確保する必要がある（危険物の規制に関する政令第17条）。 ・ 水素貯蔵量（圧縮ガスに該当）は、用途規制により、原則、準工業地域：3500 m³、商業地域：700 m³、準住居地域 50 m³と上限が定められている（建築基準法施行令第116条、130条の9）。 |
| 賛成の意見 | <p>燃料電池自動車へ水素を供給する水素ステーションは、環境負荷の低減や新たな産業・雇用創出、国際競争力強化等の効果が期待される燃料電池自動車の普及の鍵となるが、様々な規制が設置拡大と供給能力の拡大を阻害している。新たな事業法の設置等、2015年の一般ユーザーへの普及開始を目指した法整備を行うべきである。</p> <p>まずは、以下のような規制の見直しを行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保安距離確保のための大きな用地が必要となっており、水素充填機から公道までの距離をガソリンスタンド並みの4 mへと緩和するとともに、ガソリン給油機と水素充填機の並列設置を認めることで設置コストの削減を図るべきである。 ● 商業地域では燃料電池自動車15台分しか水素を貯蔵できないため、実用化を妨げる要因となっている。商業地域における貯蔵量上限を準工業地域並に引き上げるべきである。 |
| 慎重な意見 | |

【グリーンイノベーション -a】

| | |
|---------------|--|
| <p>規制改革事項</p> | <p>スマートメータ（ ）の普及促進に向けた制度環境整備 - 電力搬送線を利用した屋外通信（PLC通信）の緩和 ユーザーの電力利用量をネットワーク経由で、リアルタイムに把握したり、消費電力を制御する等の機能を備えた電力メーター。</p> |
| <p>規制の概要</p> | <p>PLCは光ファイバー・ADSL等の普及が困難な地域でも、電力が供給されていれば低コストで通信網を構築できるが、現状においては、電波無線利用（アマチュア無線等）への漏洩電波の影響から、電波法で屋内利用に限定されている。</p> |
| <p>賛成の意見</p> | <p>スマートグリッドを早期に国内全域に構築するためには、高速通信網の整備が不可欠である。PLCは導入費用が低くなるため、当該手段のひとつとして有力視されており、海外（欧米韓）においては、屋外利用が認められている。 我が国が世界的に競争力を有するスマートグリッドを実現していくためには、海外でも認められているPLCの屋外利用を可能とすべきである。</p> |
| <p>慎重な意見</p> | <p>電波無線利用（アマチュア無線等）への漏洩電波の影響にかかる検証が必要ではないか。</p> |

【グリーンイノベーション -b】

| | |
|---------------|--|
| <p>規制改革事項</p> | <p>スマートメータ（ ）の普及促進に向けた制度環境整備 - 電力メータ選定等に係る需要家の選択肢拡大に向けた課題への対応 <small>ユーザーの電力利用量をネットワーク経由で、リアルタイムに把握したり、消費電力を制御する等の機能を備えた電力メータ。</small></p> |
| <p>規制の概要</p> | <p>電力会社の供給約款においては、電力メータの選定・所有・管理を自社で行う旨を定めている。(なお、供給約款については、電気事業法に基づき経済産業大臣が認可)</p> |
| <p>賛成の意見</p> | <p>スマートグリッドを早期に国内全域に構築するためには、インフラとなるスマートメータの各家庭への円滑な普及促進が課題である。 したがって、需要家の電力使用量などのデータ利用の在り方及び電力メータの選定・所有・管理の在り方などについて検討し、スマートメータの普及、需要家の選択肢拡大に向けた制度環境を整備すべきである。</p> |
| <p>慎重な意見</p> | |

【グリーンイノベーション】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し（現行の平成 11 年基準の強化） |
| 規制の概要 | <p>省エネ基準として、断熱性や気密性に関する建築主等の判断基準が示されている（最新の基準が平成 11 年に改正告示され、その後一部改正されているが、水準は変更なし）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 11 年通商産業省・建設省告示第 1 号） ・ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 11 年通商産業省・建設省告示第 2 号） ・ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成 11 年建設省告示第 998 号） |
| 賛成の意見 | <p>現行の省エネ基準の達成率は新築建築物：85%、新築住宅：66%に到達している一方で、住宅・建築物が中心を占める民生部門の最終エネルギー消費は過去 30 年で 3 倍増となっており、新たな基準の策定により更なる省エネ・CO2 削減を図るべきである。また、現在は第一種特定建築物を除き、省エネ措置が著しく不十分であっても勧告で留まっており、実行力を高めるための仕組みの創設が求められる。</p> |
| 慎重な意見 | <p>基準の強化によって、販売価格が上昇するのではないかと懸念がある。</p> |

【グリーンイノベーション -a】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | <p>国産木材の利用促進</p> <p>- 「集成材の日本農林規格」にかかる性能規定の併用導入</p> |
| 規制の概要 | <p>JAS(日本農林規格)は、集成材にかかる木材の厚さ等を細かな仕様規定により定めていることから、小径木材の活用や間伐材の有効活用のための加工・利用技術の開発が進展しない。</p> |
| 賛成の意見 | <p>本件については、「規制改革集中受付月間」(平成 21 年6月)の要望として、農林水産省において検討を行うとされているが、国産材の利用促進を図る観点から、次期見直しの平成 24 年度を待たず、早期に安全性等を検証のうえ、性能規定の併用導入を図るべきである。</p> <p>ラミナの厚さ 厚さ(5cm)、最大と最小のラミナの厚みの比率(2/3) 2次接着の仕上げ等 同一条件で製造された集成材どうしの接着仕上げ 幅方向に接合したラミナの品質等 幅はぎ未評価ラミナ の範囲(現在は大断面集成材に限定) <small>幅方向に接着剤を使用せずに合わせたラミナ等のこと。</small></p> |
| 慎重な意見 | <p>安全性の検証を行ったうえで、性能規定の併用導入を図るべきである。</p> |

【グリーンイノベーション -b】

| | |
|---------------|--|
| <p>規制改革事項</p> | <p>国産木材の利用促進 - 大規模木造建築物に関する構造規制の緩和</p> |
| <p>規制の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積3,000㎡を超える木造の建築物は耐火構造としなければならない(建築基準法第21条)。 ・ 3階以上の学校等を建築する場合は、耐火構造としなければならない(建築基準法第27条)。 ・ 高齢者福祉施設、乳幼児施設(幼稚園・保育園)における、高齢者の日常生活に充てられる場所及び乳幼児室を2階以上に設置する場合は、耐火構造としなければならない(幼稚園設置基準第8条、児童福祉施設最低基準第32条、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第124条)。 |
| <p>賛成の意見</p> | <p>大規模木造建築物の建築による地域材の需要が期待される中、高さ・面積による規制が大規模施設における木造建築を阻害している。特に学校においては、オープンスクールなど複合化・立体化した校舎が求められているにも関わらず、準耐火構造による木造建築が、延べ面積3,000㎡以下・2階建を限度としているため、建築を断念せざるを得ない状況が生じている。</p> <p>ヨーロッパ並に耐火時間性能による基準を設け、耐火性能を確保することを前提に、高さ・面積による数値規定を撤廃すべきである。</p> <p>さらに、2階建の病院は準耐火構造による木造建築が認められているものの、乳幼児施設や高齢者施設の建設は認められておらず、2階建での建築を認めるべきである。</p> |
| <p>慎重な意見</p> | <p>耐火設計法や木質ハイブリッド構造を利用した建築が可能であり、規制を緩和することで安全性が損なわれるのではないかと懸念がある。</p> |

【その他成長戦略関係】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 輸出通関における保税搬入原則の見直し |
| 規制の概要 | <p>我が国では、輸出通関申告に際しては保税地域に搬入した後でなければ申告ができない(保税搬入原則:関税法67条の2)。</p> <p>例外的に、コンプライアンス・法令順守の体制が確立されている等一定の要件を満たす事業者(AEO制度: Authorized Economic Operator(認定事業者)、平成18年導入)には保税地域以外からの輸出申告を認めている(関税法67条の3)。</p> |
| 賛成の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 輸出通関は、保税地域に搬入することなく、どこからでも申告できるようにすることで、貨物のリードタイムの短縮、物流コストの低減が期待できる。 ● 米国では輸出に際して商務省に対する届出のみであり税関に申告する制度はなく、また、韓国・カナダでも、貨物を特定の場所に搬入する義務はない。 ● AEO制度については、利用できない貨物も多く、利便性の向上を図るべき。 |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保税地域の貨物を税関が必要に応じ現物の検査を行うことにより大量破壊兵器や産業廃棄物等の不正輸出を防止できる。 ● 保税地域において外国貨物の分別管理を確保することにより消費税免税等の乱用を防止できる。 |

【その他成長戦略関係】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 内航海運暫定措置事業の廃止 |
| 規制の概要 | <p>昭和41年より続けられていた船腹調整事業の解消に伴う引当営業権の補償を目的として、内航海運組合法8条に基づき、内航総連により、平成10年より開始された事業（同法18条により独占禁止法適用除外）。</p> <p>内航総連が、船舶の解撤者に対して交付金を交付し、建造者から納付金を納付させる内容。必要な資金は、内航総連が、(独)鉄道・運輸機構や金融機関等からの借入金により調達しており、納・交付金の収支が相償った時点で同事業は解消する。</p> |
| 賛成の意見 | <p>納・交付金の差額として多額の債務があり、今後の建造状況の如何によっては、同事業が終了するまでには相当程度の期間を要するものと考えられる。内航海運は経済効率性が高く、環境保全の面でも優れており、新規参入や代替建造の障害となっている同事業を、できるだけ早期に解消させるべく公的資金の投入などの施策を講じるべきである。</p> |
| 慎重な意見 | <p>国土交通省においては、環境性能の高い船舶への代替建造支援等を実施しており、納付金の安定的な確保による同事業の早期解消に努めているとしている。</p> |

【その他成長戦略関係】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直し |
| 規制の概要 | <p>価格、数量、販路等のカルテルは、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、独占禁止法上禁止されている（第3条）。しかし、外航海運に係る船社間の協定については、海上運送法第28条により独占禁止法の適用が除外されている。</p> |
| 賛成の意見 | <p>外航海運市場においては、船舶運航事業者間で運賃やサーチャージに関する協定等が締結されている。運賃以外のサーチャージに関する船社間協定や協調的な運賃引上げについては、船社の実コスト以上に請求している可能性がある、算定根拠が不明確である、一方的に通告されるとの荷主の意見があること等から、利用者である荷主の利益を害しているおそれがある。</p> <p>海運同盟による共通運賃の形骸化、EUによる適用除外制度廃止（2008年10月）等の環境変化を踏まえ、上記適用除外について検証し、見直しを行うべきである。</p> <p>なお、上記適用除外については、公正取引委員会において、平成18年に「政府規制等と競争政策に関する研究会」において検討した結果、平成11年の適用除外制度の見直し時に制度が維持された理由は今日では成立していないとし、当該制度の要否を国土交通省にて検討されることを期待する旨の見解を表明している。</p> |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 安定的な国際海上輸送の確保の観点から、関係者の意見等を踏まえつつ、更に専門的な検討を行う必要がある。 |

【その他成長戦略関係】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入 |
| 規制の概要 | <p>出入国管理及び難民認定法において就労可能な在留資格として専門的・技術的分野の在留資格を設けており、クォータ制を採っていないなど諸外国と比べてオープンな制度となっている。</p> <p>しかしながら、就労可能な専門的・技術的分野の在留資格を有する「高度外国人材」については、受け入れが十分に進んでいるとはいえないのが現状である。</p> |
| 賛成の意見 | <p>優秀な高度外国人材をできる限り多く、できる限り長く受け入れるために、特に受け入れを促進すべき高度外国人材の対象範囲を明確化し、職種の特性に応じて学歴、資格、職歴等の項目を評価の対象としたポイント制を導入することで、在留期限や手続等についての優遇措置を講じるべきである。</p> <p>なお、高度外国人材の対象範囲については、現行の入管法上で「就労が認められる在留資格」に限定することなく、今後のわが国経済の成長を支える分野の人材についても包含されるようにすべきである。</p> |
| 慎重な意見 | <p>積極的に「高度外国人材」を受け入れた場合に、労働市場に対する影響が生ずるのではないかと懸念がある。</p> |

【その他成長戦略関係】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 借地借家法における正当事由制度の見直し（建物の老朽化、耐震性など） |
| 規制の概要 | 借地借家法では、賃貸人による更新拒絶・解約申入れの正当事由に含まれるのは、建物の使用を必要とする事情のほか、従前の経過、利用状況、現況、財産給付である。明け渡しに関し賃貸人・賃借人間で争いが生じた場合は、上記正当事由を総合的に考慮したうえで、裁判所等で判断されるのが現状であり、傾向としては賃借人に有利な判断が下される場合が多い。たとえば、建替えのみを理由に明け渡しが認められることは皆無に等しく、老朽化の場合は相当な老朽化でなければ明け渡しが認められない。（借地借家法第28条） |
| 賛成の意見 | 建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、建物の老朽化や耐震性、再開発を理由とした建替えの必要性などを法改正により正当事由とすべきである。 |
| 慎重な意見 | 借地借家法が、あらゆる借家契約に適用される一般法であり、借主保護をも趣旨としていることを踏まえ、借主の利益が害されるおそれ等も考慮しつつ、慎重に検討する必要がある。 |

【その他成長戦略関係】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直し |
| 規制の概要 | <p>建築後の建築基準法改正により、現行の法令が適用されれば違法建築物となる既存不適格建築物については、一定の要件を満たす場合を除き、増築、改築等を行う際に現行法の規定に適合させる必要がある。(建築基準法第86条の7他)</p> |
| 賛成の意見 | <p>中古住宅を活用する際にはリフォームを行うことが一般的であるが、既存不適格建築物の場合、大規模なリフォームを行う際には現行の建築基準法に適合させる必要があるため、リフォーム箇所以外も改築等を行わなければならない。結果として既存建築物の利活用が進まない要因となっている。</p> <p>このため、既存不適格のままでもよいとされる上記の一定の要件を拡大し、既存建築物の利活用を促進すべきである。</p> |
| 慎重な意見 | <p>建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定めて国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的としている。このため、最低限の基準を満たさない建築物が長く残ることとなるような見直しはすべきではない。</p> |

【その他成長戦略関係】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 区分所有法上の建替え・改修に係る要件の緩和 |
| 規制の概要 | <p>区分所有法上、管理組合総会の決議要件は、以下のとおり、区分所有者数と持分面積比による議決権の両方で必要となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建替えの場合は 4 / 5 以上の賛成 ・ 改善工事等の改修を行なう場合は 3 / 4 以上の賛成 |
| 賛成の意見 | <p>上記の 4 / 5、3 / 4 の決議要件は過大なのではないか。また、決議要件が区分所有者数（人数要件）と持分面積比による議決権（面積要件）と 2 種類あり、両方をクリアする必要はあるのか。所有者が極めて少ない場合、僅かな反対者がいるだけで人数要件をクリアできず。建替えや改善工事等が進まない要因となっている。</p> <p>一律の要件緩和が困難な場合には、建物の主要用途毎に決議要件を定めることとすべきである。たとえば、居住用は現行のままとして、商業用・オフィス用については、人数要件を削除して面積要件のみとし、併せて規約で別段の定めができる範囲を拡大すべきである。</p> |
| 慎重な意見 | <p>上記の決議要件は、民法 251 条の全員の合意の原則の特則を定めたものであり、平成 14 年の法改正において緩和されたところ。緩和後においても支障が生じていないかなどの検証等慎重な対応が必要である。</p> |

【その他成長戦略関係 -a】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 容積率の緩和 耐震化、省エネ化に資する老朽マンションの容積率緩和 |
| 規制の概要 | 建築基準法では、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えることができる。 |
| 賛成の意見 | <p>老朽マンションの建替えを促進するため、例えば、以下の 3 項目に該当する場合には、許容容積率を緩和する。</p> <p>1981 年（新耐震設計法適用）以前に建設。</p> <p>専用部分について、車椅子と人がすれ違える廊下、車椅子が回転できる洗面所・浴室等、高齢者・身体障害者等が自立した日常生活を営むことが可能な住戸。</p> <p>省資源・省エネルギー等地球環境への配慮</p> <p>容積率が緩和されれば、現状より各戸の面積は広くなり、新たに誕生する居室を分譲すれば建替え費用も捻出しやすくなり、建替えが容易になる。</p> <p>耐震改修の実現性に乏しい老朽マンションを耐震性能に優れたものへ誘導する優遇策をとることによって、マンションの耐震化が促進される。</p> <p>また、高齢者・身体障害者等が生活圏を変えることなく、自立した日常生活及び社会生活を確保できる。</p> <p>さらに、一定の環境性能評価基準を満たしたマンションを建築することにより、省資源・省エネルギー等地球環境へ配慮することができる。</p> |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 個別の建築物の建替え計画や地域の実情に応じて、建築基準法第 59 条の 2 に基づく総合設計制度や、地区計画等の都市計画諸制度を活用することによって容積率制限を緩和することは可能である。 ● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化が図られた建築物に対しては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第 19 条に基づく認定特定建築物に対する容積率の特例、バリアフリー法第 24 条に基づく建築物特定施設に対する容積率の特例が設けられている。 |

【その他成長戦略関係 -b】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 容積率の緩和 有料老人ホーム等における容積率への共用部分の不算入 |
| 規制の概要 | 建築基準法では、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分は、容積率を算定する際の延べ面積に算入しないが、有料老人ホーム・ケアハウス等は共同住宅として認められず、容積率が緩和されない。 |
| 賛成の意見 | <p>有料老人ホーム等について、共同住宅とは別類型として容積率の緩和を認める、又は、共同住宅の定義に有料老人ホーム等を含める。</p> <p>有料老人ホームやケアハウス等、高齢者の住まいとなっている共同住宅について、容積率から共用部分を除外する等の緩和をおこなうことにより、家賃相当額の低廉化、介護基盤の緊急整備を実現し得る。</p> |
| 慎重な意見 | 個々の建築物の用途については、実態に応じて、特定行政庁において判断されることとなるが、適合高齢者専用賃貸住宅(原則、各戸床面積が 25 m ² 以上、各戸が台所・水洗便所等を備えていること等の条件を満たしているもの)の基準に適合し、かつ、登録を行うことで、共同住宅として取り扱うことが可能である。 |

【その他成長戦略関係】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 特定融資枠契約（コミットメントライン）の借主の対象範囲の拡大 |
| 規制の概要 | <p>特定融資枠契約に関する法律第2条において、特定融資枠契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借手が 大会社（資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社）、資本額が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者、資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定される特定目的会社等である場合に限定されている。</p> |
| 賛成の意見 | <p>本法趣旨である経済的弱者保護、金融機関の優越的地位濫用防止は銀行法等により厳しく規制されている上、各金融機関においても適切な金融監督行政の下、借手の保護及び業務の健全性、適切性等の観点から顧客保護管理体制が整備されている。</p> <p>そうした状況下、資本金3億円以下の中小企業についても一律適用対象として中小企業の資金調達手段を制限することは適当ではない。</p> <p>また、国・地方公共団体・独立行政法人等十分な金融・法務知識を有する先やプロジェクトファイナンス等のSPC、適格借入人と実質一体である連結子会社等については金融機関の優越的地位濫用の懸念も無く、適用除外とすべき。</p> |
| 慎重な意見 | <p>特定融資枠契約に関する法律の適用対象範囲を拡大することにより、金融機関が借手側の法的知識が不十分であることに乗じて特定融資枠契約を押し付け、実質的に高金利を得る等、優越的な地位を濫用するといった弊害が発生するおそれがあるのではないか。</p> |

【その他成長戦略関係】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 「新しい公共」を支える金融スキームの拡充 |
| 規制の概要 | <p>「新しい公共」を担うNPO等の主な資金調達先については、現行法制下では以下のような規制がされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用組合の設立には300人の組合と1,000万円以上の出資が必要。 ・ いわゆるNPOバンクについては、出資者への配当ができない。 ・ 生協で貸付事業を行うには純資産5,000万円以上が必要である。 |
| 賛成の意見 | <p>小規模金融に係る以下の拡充措置等によりNPO等の資金調達の円滑化を図る。</p> <p>信組等の参入要件緩和 NPOバンクにつき出資者へ一定の配当を可能とする 公益信託制度の見直し 生協への参入要件緩和</p> |
| 慎重な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 出資者等の保護をどうするのか。 ● 財務の健全性をどう担保するのか。 ● 与信のノウハウをどう確保するのか。 ● 悪質な業者の参入をどのように排除するのか。 |

【その他成長戦略関係】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | P F I の拡大に向けた制度改善 |
| 規制の概要 | <p>公共施設の建設、運営等を民間事業者の能力や創意工夫を活用することにより、効率的で質の高いサービスの提供を可能とする P F I (Private Finance Initiative) は、P F I 法に基づき、実施される。</p> |
| 賛成の意見 | <p>P F I に係る法制度は、入札方法から契約の形態に至るまで、従来の公共事業の発想に基づいた硬直的で使い勝手が悪い枠組みが根底にあり、民間のアイデアや企画力が発揮されにくい状況にある。したがって、段階的に優良な事業者が絞り込まれていくような多段階選抜や管理者等と民間事業者間での十分な意志疎通を促す競争的対話方式の導入を図るべき。</p> |
| 慎重な意見 | <p>多段階選抜方式については、P F I 独自の入札制度となることから、現在の会計法にも留意しつつ、段階的な事業者選定のあり方について検討する必要がある。</p> <p>競争的対話方式については、予定価格に関して談合や癒着等との誤解を招く恐れがあることに留意して、運用上の仕組み等制度設計をする必要がある。</p> |

【その他成長戦略関係】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 金融商品取引法に基づく四半期報告制度の簡素化 |
| 規制の概要 | <p>上場企業は、四半期開示に係る決算短信を決算日後 30 日以内に提出し、各種経営情報や財務諸表注記事項を付加した四半期報告書を監査法人による監査証明を受けて決算日後 45 日で提出することとなっている。また、記載項目の重複やインターネット等で取得が容易な項目も含まれる。</p> |
| 賛成の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 四半期決算短信と四半期報告書を整理統合すべき。 ● 記載項目の削減及び内容の簡素化（例：「株価の推移」等データの取得が容易な項目を省略するなど、経営情報や注記項目投資判断に重要な項目に限定する）。 <p>投資家保護の観点から、より多くの情報の記載義務が設けられたものの、かえって重要な項目が明瞭でなくなっている可能性がある。投資家にとって利用価値の乏しい項目を削除し、重要な項目のみに簡素化することで、投資家が投資判断をおこなううえで重要な情報が明瞭化する。</p> |
| 慎重な意見 | <p>発行者、投資者等のニーズを踏まえつつも、投資者保護の観点から適切に見直しを行うことが必要。</p> |

【その他成長戦略関係】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化 |
| 規制の概要 | <p>特定屋外貯蔵タンクの基本開放周期は、旧法旧基準タンクを除けば、1万KL以上が7～8年、1万KL未満が12～13年と規定されている（危険物の規制に関する政令第8条の4、危険物の規制に関する規則第62条の4、第62条の5）。</p> <p>また、タンクの溶接部検査における磁粉探傷試験の合格基準として、線状磁粉模様割れがない場合は4mm以下と定められている（危険物の規制に関する規則第20条の8）。</p> |
| 賛成の意見 | <p>タンクの開放点検は、その周期や検査基準が厳格に定められているため、7～10ヶ月に及ぶ長期間の工期が製造計画や貯油率に影響し、操業経費の増加が国民負担へ繋がっている。</p> <p>腐食はその使用条件によって個々に異なるものであり、タンク毎の腐食速度を基に開放検査周期の設定を行うべきである。</p> <p>また、溶接部検査においては、肉眼で割れがないことが明らかでない場合、4mm以下の線状磁粉模様は合格となるにも関わらず、必ず溶接部表面を研削するように指導され、検査に多大な時間と労力を要している。割れのない4mm以下の線状磁粉模様は、表面を削ることなく評価すべきである。</p> |
| 慎重な意見 | <p>検査の合理化にあたっては、安全性の検証が必要ではないか。</p> |

【その他成長戦略関係】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 建築確認・審査手続きの簡素化 |
| 規制の概要 | <p>構造計算書偽装問題を受け、一定規模以上の建築物を対象にピアチェックを行う構造計算適合性判定制度の導入、建築主事が行う確認審査の方法を示した確認審査等に関する指針の制定等といった、建築確認・検査の厳格化を内容とした建築基準法の改正が行われ、申請図書の記載内容の詳細化・添付書類の増、審査期間の長期化等による建築着工の大幅な落ち込みなどの影響が生じている。</p> <p>国土交通省において、建築確認・審査手続きの簡素化にかかる問題点について、本年1月に建築確認手続き等の運用改善の方針について公表が行われたところ（6月施行予定）。</p> <p>また、法改正が必要な事項についても、本年3月より「建築基準法の見直しに関する検討会」が設置され検討が進められているところ。</p> |
| 賛成の意見 | <p>平成19年6月から建築確認に係る審査手続きが改正になり、従来1か月程度だった審査期間が3か月以上もかかるなど長期化し、企業の事業運営におけるスピーディな対応が阻害され、機会損失を生じさせている。現状では、後工程の審査機関では前工程の審査が完全に確認されないと次のステップに移ってくれないが、建築主事や消防、判定機関等の各機関での審査を直列ではなく、並列にて進めるなどの審査手法の合理化により、審査期間の短縮化が可能である。加えて、審査機関や審査者により、確認審査の運用にバラツキがあり混乱の一因となっているため、審査基準等の周知徹底・技術的助言等も行うべき。</p> <p>また、構造計算概要書と構造計算書など申請図書の内容が重複するものは統一化し、各図書の記載すべき事項の簡略化、明示化等の申請図書の簡素化を図るべきである。</p> |
| 慎重な意見 | <p>欠陥建築物の再発防止や国民生活の安全安心の観点から、審査の厳格化等については、引き続き堅持すべきである。</p> |